

様式第4号（第11条関係）

基 第 1 4 5 2 号
平成26年12月24日

武若 宏明 様

基山町長 小森 純一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

平成26年12月19日に提案のあった、町道片山線のカーブミラー設置要望につきましては、まちづくり推進課で要望箇所の確認を行いました。設置要望箇所はカーブしている区間であり、また民家のブロック塀により通行車両が見えにくくなっているため、設置にむけて検討します。

2 取扱いの理由

交通安全施設については、他の要望箇所と調整し、町内の危険な箇所から工事を進めているためです。